

反革命戦争中期（1799～1806年）の英国戦時財政 に対する請願運動の展開

板倉孝信

1. はじめに

1.1. 研究テーマの選択理由

「長い18世紀」（1688～1815年）の英国は、フランスとの第2次百年戦争を展開するため、国債発行によって戦費を調達し、租税収入によってその利払を担保する方式を採用してきた。ブルーワ（John Brewer）はこれを「財政＝軍事国家」（fiscal-military state）と呼称し、当時の英国が戦争遂行のために近代的な財政制度を構築した点に注目した⁽¹⁾。それに対して、「遅い19世紀」（1815～1914年）の英国は、欧州協調に基づいて列強諸国との全面戦争を回避することで、厳格な均衡財政を原則とする新たな財政制度を形成した。このように、「長い18世紀」と「遅い19世紀」⁽²⁾における英国の財政＝軍事政策は対照的なものであり、その転換をもたらした時期が、18・19世紀の転換期に発生したフランス革命戦争・ナポレオン戦争（1792～1815年／以後は「反革命戦争」と総称）であったことは、従来の研究でも異論が出ていない。本研究は、反革命戦争期の英国が財政＝軍事政策を大きく転換することになった要因を、国内要素である財政問題に注目して説明するものである。

従来の研究では、反革命戦争期における財政＝軍事政策の転換要因として、累積債務の膨張による国債制度の麻痺やそれに伴う戦時増税の負担増が注目されてきた。たしかに、1797年に既発国債の市場価格が額面の半額に迫ったことで発生した国債危機と、99年の戦時所得

（wartime income tax）の導入は、財政＝軍事国家システムからの逸脱という点で、英国政治財政史の転換点となるものであった。しかし後述するように、先行研究では徴税者である国家がいかに莫大な戦費を調達し、いかに利払を担保してきたかという側面が注目される一方で、納税者である国民が当時の国債制度の麻痺やそれに伴う戦時増税の負担増加をいかに認識し、それに対して具体的にどのような不満を抱いてきたかは、論じられてこなかった。そこで本研究では、反革命戦争期にアッパーミドル⁽³⁾を中心に展開された財政請願運動に注目し、徴税者（国家）による視点ではなく、新たに納税者（国民）による視点から、英国における財政＝軍事政策の転換要因を探ることを主要な目的とする。

本稿では紙幅と論証の都合から、反革命戦争期の全体を扱うことは困難であるため、戦時所得税の導入（1799年）から第3次所得税改正（1806年）までの戦争中期に分析の焦点を絞る。この時期には前述した国債危機を契機に、従来は国債発行に依存しきっていた戦費調達を戦時増税によって担うことになり、所得税の導入・改正を中心に多様な税種で増徴が進んだ。そのため、納税者は戦時増税を通じて莫大な戦費負担を実感することになり、それ以前の戦時にはほとんど見られなかった、戦時増税の廃止・軽減を要求する財政請願運動が活発に展開された。また第3次所得税改正以降のような戦時増税の確立期とは異なり、本稿の対象時期は増税対象

をめぐって攻防が繰り返された戦時増税の模索期であったため、反革命戦争期における財政請願運動の発展を検討する上でも、重要な時期に当たる。以上の理由から、本稿では反革命戦争中期の英国における財政請願運動に注目し、特に当時の納税者が何の税種にどのような不満を抱き、それらの不満が戦時財政政策にどのような影響を与えたのかを分析することで、それ以前の戦時財政との相違を明らかにしたい。

1.2. 先行研究の批判的検討

反革命戦争期の経済・財政史に関する先行研究の代表例としては、①Harling [1996]、②O'Brien [2000]、③Daunton [2001]の3点が挙げられる。①は世紀転換期における政治腐敗の縮減過程と財政＝軍事国家の衰退過程を結び付けたものであり、反革命戦争前後の財政危機を背景に、経費削減を通じた腐敗縮減が進展したと指摘している。②は財政＝軍事国家の絶頂期かつ衰退期として反革命戦争期を規定したものであり、統計資料を用いて、当時の戦費調達がそれ以前と異質なものである点を強調している。③は戦時所得税の導入を起点とするポスト財政＝軍事国家を検討したものであり、財政危機に際して採用した厳格な財政原則が、英国を「信用国家」(Trusting Leviathan)として発展させたと主張している。これらの先行研究は、ブルーワグが言及しなかった反革命戦争期を財政＝軍事国家の終局と定義し、当時の戦時財政を財政＝軍事国家からの逸脱と認識する点で一致している。しかし徴税者としての国家の視点が中心となっており、納税者としての国民の視点は軽視されている。

また反革命戦争期の政治・社会史に関する先行研究の代表例としては、④Wahrman [1995]、⑤Burns & Innes (ed.) [2003]、⑥Hilton [2006]の3点が挙げられる。④は新聞や出版物における中間層の政治・財政的な言説を検討したもの

で、戦時所得税の前身であるトリプル・アセスメント (Triple Assessment) の導入に対する中間層の反発に注目している。⑤は19世紀前半を諸改革の時代と規定したもので、選挙法・通商・宗教・文化などの各分野において、世紀転換期に停滞していた諸改革が進展した点を強調している。⑥は政治・経済などの側面から多角的に世紀転換期の英国社会を分析したもので、政治状況の変化に基づく時系列の中で、重要政策に対する各階級の反応に触れている。これらの先行研究では、新聞や出版物を中心とする社会運動に関する詳細な分析が行われており、その中で中間層による非公式な政治参加も指摘されている。しかしアッパーミドルを中心とする財政請願運動は、1816年における戦時所得税の廃止要求のような事例を除けば、ほとんど注意を払われていない。

このような先行研究の問題点を前提に、本稿では以下のようなアプローチを採用する。まず従来の財政史研究が採用してきた徴税者としての国家の視点だけでなく、納税者としての国民の視点にも立って、反革命戦争期の財政政策に対する請願運動の展開を検討していく。次に従来の社会史研究が着目してきた新聞や出版物を中心とする社会運動のみならず、反革命戦争期における請願運動の展開過程にも目を向ける。また反革命戦争期を諸改革の停滞期として認識するのではなく、財政＝軍事政策の転換を促した財政請願運動の発展期として位置付ける。このようなアプローチに基づいて、本稿では先行研究が看過してきた反革命戦争期の財政請願運動を分析対象として、請願者が執筆した請願内容と英国議会における請願紹介の事例検討を進める。それを通じて、反革命戦争期に請願運動が発展したことを明らかにした上で、その展開が英国による財政＝軍事政策の転換に影響を及ぼしたことを指摘したい。

1.3. 検証すべき内容と手続

以上の記述を踏まえ、本稿で検証すべき内容と手続を説明する。英国は1790年代末の国債危機とそれに続く所得税導入を契機として、国家破産の回避と対仏戦争の継続を両立させるため、主要な戦費調達手段を国債発行から戦時増税に転換した。この政策変更によって戦時増税が急速に拡大すると、これを負担する納税者の不満も高まり、アッパーミドルを中心とする財政請願運動が活発に行われた。1802年にフランス革命戦争が終結した後、わずか1年余りの講和期間を経て、翌03年にナポレオン戦争が開始されると、大陸での戦線拡大に伴う戦費膨張によって、戦時増税はさらに強化された。このように財政請願運動が積極的に展開されたにもかかわらず、戦時増税が縮小されるどころか、拡大の一途を辿ったことが、納税者に強い不満を抱かせたものと考えられる。ナポレオン戦争終結後の1816年、戦時所得税が全国規模の請願運動によって廃止に追い込まれた際に、減税要求として表明された納税者の不満の源流を、反革命戦争中期に求めるのが本稿の課題である。

この課題を検証するため、まず本稿の対象時期をフランス革命戦争末期（1799～1802年）とナポレオン戦争初期（1803～06年）に分割し、アミアンの和約（Peace of Amiens / 1802～03年）前後の変化を比較する。さらに、後者を間接税再増徴期（1803～04年）と所得税再改正期（1805～06年）に分けることで、直接税と間接税の間で行われた戦時増税の税種選択をめぐる綱引の構図を鮮明にする。これらの基準に従って、本稿の対象時期を①1799～1802年、②1803～04年、③1805～06年の3つに区分し、直接税と間接税のそれぞれに関して、各時期における請願運動の特徴を分析する。前述したように、その際には請願者が執筆した請願内容と、英国議会における請願紹介の事例検討を通じて、前者では専門家や実業家から成る

アッパーミドル⁽⁴⁾、後者では下院議員や財務閣僚による戦時増税への認識を知ること、そこから納税者の不満を読み取りたい。

これらの課題・設定に関する論証に際して、本稿では以下のような構成を採用する。まず本章では、研究テーマの選択理由を説明し、先行研究の批判的検討を行った上で、本稿で検証すべき内容とその手続を提示した。次の第2章では、本格的な史料分析に入る前段階として、対象時期の戦時財政に関して基本的な了解事項を確認しておく。さらに本稿の中核となる第3～5章では、前述の第I期（1799～1802年）を第3章で、第II期（1803～04年）を第4章で、第III期（1805～06年）を第5章で議論する。そして最後の第6章では、各章の内容を要約し、本稿の課題が検証されたことを確認した上で、積み残した内容を指摘して結びとする。尚、本稿で用いる主要史料として、請願史料に関してはECCO（Eighteenth Century Collections Online）・NCCO（Nineteenth Century Collections Online）・MMOW（Making of the Modern World）を、議会史料に関してはHansard（Hansard's Parliamentary Debates）を挙げておく。

II. 反革命戦争中期の戦時財政政策

II.1. プライマリー・バランスの採用

1793年にフランス革命戦争に参戦した当初の英国は、アメリカ独立戦争以前と同様に、戦費調達の大半を国債発行に依存した。そのため、1797年になると既発国債の市場価格が額面の半分に迫る国債危機が発生し、国家破産の瀬戸際まで追い込まれた。これを契機に英国は通貨の金兌換を停止する一方で、翌98年には奢侈品に対する評価税であるトリプル・アセスメントを新たに創設した。しかしこれが国内の顕示的消費を冷え込ませて失敗に終わると、翌99年にはついに名誉革命直後の地租改革以来、約100年

ぶりの本格的な直接税改革となる戦時所得税の導入に踏み切った⁽⁵⁾。この戦時所得税の導入に際して、当時の小ピット (William Pitt the Younger) 首相は、利払費を除く実質経費を当該年度の税収のみで負担する「年度内会計原則」(raising supplies within a year) を提唱し、戦費調達手段を国債発行から戦時増税にシフトすることを明示した⁽⁶⁾。

対仏戦争中の英国が、現代のプライマリー・バランス (primary balance) に相当する厳格な財政規律を適用し、名誉革命直後から採用してきた国債発行による戦費調達を放棄したことは、財政＝軍事国家システムからの明確な逸脱を意味した。英国では、年度内会計原則の提唱者である小ピットが下野した (1801～04年) 際も、死去した (1806年) 後も、後継政権はトーリー (Tory)・ウィッグ (Whig) の政党を問わず、プライマリー・バランスの理念を継承していった。時期を下るごとに戦費が増大していく状況下で、戦争末期の1814・15年度を例外として、終戦まで戦時増税による戦費調達を原則とするプライマリー・バランスが維持されたことは、英国の破産回避に大きく貢献した⁽⁷⁾。

その一方で、戦時財政下におけるプライマリー・バランスの徹底は、必然的に戦時増税の急速な拡大を促進することになり、国債発行による戦費調達が行われていた18世紀にはあまり見られなかった戦時増税に反対する請願運動が、この時期には活発に展開された。直接税である戦時所得税の導入を契機として、間接税である消費税や関税の増徴が再び活発となり、それらに対する反発が強まると、今度は所得税改正が議論されるというように、両者は相互に連動した関係にあった。毎年度の実質経費を担保する租税財源を選定するにあたって、所得税・印紙税などの直接税と消費税・関税などの間接税の間で、増税対象の税種選択をめぐる請願運動が盛んに展開されたが、戦費負担の増大に伴って、

戦時中は両者共に増税対象から免れることはなかった⁽⁸⁾。

II.2. 戦時所得税の導入・改正の展開

1799年に小ピットが導入した所得税は、納税者自身が所得金額を自己申告する制度を採用し、申告が実態と著しく乖離している場合にのみ、査定官がこれを指摘していた。そのため、脱税や過少申告が比較的容易なこともあって、税収は当初予定の60%程度にとどまった⁽⁹⁾。また徴税機構に関しても、1780年代から奢侈税 (assessed tax) や住居税などを査定してきた直接税局 (Tax Office) をそのまま利用せざるを得なかったため、制度的に未熟な状態にあり、中央の指揮・命令系統や地方の査定・徴税組織に、多くの問題を残していた。しかし、現代先進国の給与所得者に対する源泉徴収制度 (withholding tax system) とは異なり、当時は納税者の所得金額を正確に捕捉することがそもそも困難であったため、ひとまず近代的な所得税の体裁を整えることが優先され、実態としての制度・収入面の改善は先送りされた。

1802年にフランス革命戦争は終結したが、わずか1年余りの講和期間を経て、翌03年には早くもナポレオン戦争が開始された。戦時増税をさらに強化する必要に迫られた当時のアディントン (Henry Addington / 後の1st Viscount Sidmouth) 政権は、査定方式と徴税機構の改革を中心とする第1次所得税改正に着手した。この所得税改正では従来の自己申告制度が廃止され、A土地・家屋、B借地農、C利子、D貿易・商業・営業、E官職・年金の5つの部門 (schedule) に所得を分類した上で、部門別に所得金額を捕捉する源泉課税制度 (taxation at source) が新たに導入された⁽¹⁰⁾。しかしC～Eとは異なり、A・Bの土地関連所得に関しては、資産規模から所得金額を推定する査定方式を採用せざるを得なかったため、「審問的」

(inquisitorial) との批判を受けることになった。また中央で所得税問題の直接指揮を執る所得税特別委員と、地方で商工業者の所得査定を専門に行う商業部特別委員が新設され、徴税機構も洗練されていった。この第1次改正によって、税率は小ピット期の10%から5%に半減されたものの、税収規模は以前と同水準の500～600万ポンドを維持しており、税率単位の税収効率が高まったことが窺える⁽¹¹⁾。

さらに1805年には第2次小ピット政権によって第2次改正が、翌06年にはグレンヴィル(1st Baron Grenville) = フォックス(Charles James Fox) 連立政権によって第3次改正が行われ、以後は1816年の廃止までこれが維持された。第3次改正では、最高税率が5%から10%に引き上げられると共に、免税点は60ポンドから50ポンドに、最高税率の適用点も150ポンドから100ポンドに引き下げられたことで、税収規模はアディントン期の2倍以上に当たる1200～1500万ポンドに達した⁽¹²⁾。これによって、英国の戦時所得税は制度・収入の両面で完成され、実質経費の約20%を支える有力財源となった。

II.3. 間接税に対する戦時増税の拡大

たしかに、戦時所得税は主要財源の1つではあったが、本稿の対象時期である第3次改正以前の段階では、歳入全体の10～15%に過ぎず、所得税導入後もその50～70%を占めていた消費税と関税なしに、単独で戦費を支えるのは困難であった。しかし、当時の戦時所得税は上位3%の富裕層のみが負担する税種であったため、消費税や関税の負担が相対的に重い中間層に対して、富裕層が身銭を切る姿勢を示す恰好の材料であり、戦時増税における旗手の役割を果たした⁽¹³⁾。ちなみに、1798年から1806年までの歳入増加分2800万ポンドのうち、所得税による増加分は1200万ポンドであった。そこから所得

税導入と引き換えに償却された地租の450万ポンドを除くと、所得税による実質的な増加貢献分は750万ポンドで、全体の25%に相当する金額であった⁽¹⁴⁾。

これに対して、消費税と関税による歳入増加への寄与分は、全体の60%に相当する1700万ポンドにも及び、これらの増徴が戦時財政に不可欠であったことは明白である⁽¹⁵⁾。当該時期における戦時所得税の導入・改正は、消費税や関税の増徴に対する不満を緩和し、それらの再増徴を可能にするための重要な布石であったと言える。次章以降で詳述するが、実際に1799年の所得税導入、1803年の第1次改正、05年の第2次改正、06年の第3次改正といった直接税改革を経験するごとに、間接税の再増徴も行われていた。このように当時の英国は、直接税増徴と間接税増徴を交互に試みることで、双方の主要な納税者である富裕層と中間層の不満を宥めつつ、戦費調達を進めていたものと考えられる。

特にナポレオン戦争期に入ると、フランス革命戦争期に比べて戦費規模が急速に増大し、1799年に2500万ポンドであった軍事費は、1806年には4000万ポンドに達した⁽¹⁶⁾。これを受けて戦費調達はますます困難となったため、ナポレオン戦争の開始直後に第1次所得税改正が行われたのに続いて、消費税と関税の大幅な増徴も図られた。1803～06年のわずか4年間に、主要な戦時付加税(wartime additional taxes)⁽¹⁷⁾に限っても、多様な商品への課税が強化された。実際に、輸出関税としては綿毛・茶・酒以外の全商品に12.5%、砂糖に20%、輸入関税としては欧州各国への全商品に1%、欧州以外への全商品に3%、綿花に0.5%、消費税としては全商品に15%、低級茶葉に15%、高級茶葉に45%、蒸留酒に50%といった比率が平時税率に上乘せされた⁽¹⁸⁾。後述するように、この付加税方式では、平時のように商品ごとの税率設定に関する詳細な審議を行わず、多数の商品を一斉に増

徴したため、その手続は強い批判を浴びた。

Ⅲ. 所得税導入期の請願運動（第Ⅰ期／1799～1802年）

Ⅲ.1. 所得税導入期における請願内容

1799～1802年に提出された請願文書は、所得税導入以後の運用に関する問題点を指摘し、その制度改革を要求するものと、急激な物価上昇を背景として、貧困層に負担が掛かる消費税や関税に特別な配慮を要求するものに大別できる。そこで本節では、直接税に関する請願文書を紹介した上で、間接税に関する請願文書へと移っていく。所得税導入直後に出された請願文書では、所得税の即時廃止を要求したり、その存在自体を痛烈に批判したりする請願文書はあまり見られず、むしろこれを好意的に評価するものが大勢を占めた。ただし、直接税改革の具体的方策としての所得税やその導入時期に注目を付けたものは多く、以下ではそれらの事例をいくつか紹介する。

当時の知識人と見られるウィンウッド（John Winwood）という人物は、1800年に提出した小ピット首相に対する書簡の中で、戦費調達のためには富裕層が自ら身銭を切ることが必要であると述べている⁽¹⁹⁾。彼はまず、当時の所得税が200ポンド以上の年間所得を有する富裕層個人のみ課税されていたのに対して、50ポンド以上の中間層世帯にも、新たな課税を掛けることを提案している。彼の議論では、「個人」ではなく「世帯」の所得を査定単位とすることを主張しているが、これは世帯所得を構成員間で分割することで、免税や節税を図ることを防止するためと見られる。また課税負担の公平性を期すため、富裕層に対する直接税をさらに強化すると共に、消費税や関税に一定の戦時付加税を課すことで、中間層以下に対しても薄く広い負担を要求した。明確に記述されていないが、おそらく彼は国債制度の破綻回避を最優先

課題として認識していたものと考えられる。

一方、当時の王座部首席裁判官（Lord Chief Justice of the King's Bench）であったケニヨン（1st Baron Kenyon）に宛てて1800年に書かれた、「平民」（Plain Man）を名乗る匿名の書簡では、急激な物価高騰の中で直接税改革が断行されたことに苦言が呈されている⁽²⁰⁾。彼は、1798年のトリプル・アセスメントと翌99年の所得税導入に関して、課税の必要性や合理性は認めつつも、「まさにその年〔＝1798年〕ほど税金が高く、忌々しいことはかつてなかった」と綴っている。さらに彼は「地租の増徴が最も適切で安全な改革だっただろう」とも述べており、所得税による商業・金融・工業利益に対する負担の増大を嘆いている⁽²¹⁾。この匿名著者は、農業利益の負担増を支持しつつも、穀物価格の上昇を深く憂慮していることから、穀物商人の代弁者と推定される。

これと同様に、所得税導入に際しての地租の扱いに疑問を示した書簡として、シャッフツベリー（Shaftesbury）選挙区選出の下院議員であったボイド（Walter Boyd）が、1801年に小ピット首相に宛てたものを挙げておく⁽²²⁾。彼は、所得税導入に際して行われた地租の償還（redemption）⁽²³⁾で余剰財源が失われ、減債基金（sinking fund）への繰入分が1%減少したため、累積債務の膨張が加速した点を指摘している。その一方で、1797年以来の深刻な財政危機に際して、所得税導入が断行されたことは、間接税に対する過度な依存を回避し、経済と財政を安定させることに寄与したと評価した。ただし、「ブツブツと文句くらしい言うにしろ、少なくとも明確な異議や不本意なしに」増徴が行われる状況で、納税者の抑え難い不満が高まっていることも指摘している。

また当時はケンブリッジ大学の学生であり、後に弁護士となったクロファード（George Craufurd）も、1802年のアディントン首相に

宛てた書簡の中で、直接税改革と減債基金の関係について言及している⁽²⁴⁾。彼はその中で、「もし1793年 [= 対仏開戦時] から1000万ポンドの新税と、600万ポンドの所得税が課されていたら」、減債基金は正常に機能し、これほど国債残高とその利払が膨張することはなかったと述懐している。しかしそれと同時に、もし開戦後に増税が全く行われなければ、減債基金は既に消滅していたとも指摘しており、時期が遅れたものの、所得税導入を決断した点は評価した。さらにその上で、「宿命的な（戦時）付加税の運用は、減債基金や年度内会計原則のために、我が国に運命付けられたもの」として、アミアンの和約によって平時財政に移行しても、戦時増税の一部を維持する必要があると主張した。

ここまでは直接税に関する請願文書を見てきたが、ここからは間接税に関するものを見ていく。当時の間接税に関する請願文書では、金兌換停止に伴う物価高騰を背景として、貧困層の困窮に焦点が当てられており、生活必需品に対する消費税や関税がしばしば議論の俎上に乗せられた。また中間層以上に対する間接税負担であっても、農業利益や商業利益に過度な増税を強制すれば、最終的にその負担は商品価格に転嫁されるため、物価高騰に拍車を掛けて、貧困層の生活を一層悪化させる可能性も示された。

奇しくもほぼ同時期に、所得税の強化を塩税の緩和という同じ側面から議論した書簡が、王室の侍医を務めていたブレイン (Gilbert Blane) と「銀行家」(Banker) を名乗る匿名の人物から提出されている。前者は1800年にスペンサー (2nd Earl Spencer) に⁽²⁵⁾、後者は1802年にベアリング議員 (Sir Francis Baring, 1st Baronet) に宛てたものである⁽²⁶⁾。彼らの基本的な見解は一致しており、生活必需品の中でもパンや加工品の製造に用いる塩の増税は、生肉を購入する経済的余裕のない貧困層の生活

に広範な打撃を与えるため、これを回避すべきであり、そのためには所得税の制度改革を図ることで増税を増加させ、財源確保に努めるべきというものであった。また所得税の改革内容に関しても、所得捕捉が比較的容易な土地利益に比べて、商業利益の正確な所得捕捉は困難であり、特に植民地に拠点を置く貿易商人や本国に居住する外国人に課税するのは、現状の制度設計では不可能であるため、これらを共に改善すべきと主張している。

一方、実践農場経営者協会 (Society of Practical Farmers) と名乗る団体が、過去に農務院総裁 (President of the Board of Agriculture) を歴任し、当時は国王寝室長官 (Lords of His Majesty's Bedchamber) を務めていたスコットランド貴族のサマヴィル (15th Lord Somerville) に宛てた1800年の書簡では、材木税の減免が要求されている⁽²⁷⁾。当時の厳しい物価高騰の中でも、産業革命と戦時好況の追い風を受けた工業生産は順調に成長していたのに対して、農業生産の成長は停滞しており、特に材木価格の高騰は著しかった。そのため彼らは、農務院総裁の経験者で当時の閣僚に幅広い人脈を持っていたサマヴィルに、材木税減免に対する口添えを依頼した。その根拠として彼らは、地主が農場経営者に対して、農場経営に必要なあらゆる費用の負担を転嫁する点を指摘し、特に農場内の建物や柵の構築に必要な材木に対して高率の税金を課すことは、健全な農場経営を困難にすると訴えた。もし減税が認められなければ、その負担を農業製品の価格に転嫁せざるを得ず、それは最終的に消費者の負担になり、更なる物価高騰を招来すると彼らは指摘している。

最後に、ビール税と護衛税 (convoy duty)⁽²⁸⁾ の減税を主張した事例として、典型的な急進主義者で、後に議会議事録の編纂者として名を馳せたコベット (William Cobbett) が、1803年

の講和期間にアディントン首相へ宛てた書簡を挙げておく⁽²⁹⁾。まず彼は、平時財政への移行にもかかわらず、わずかな税率削減のみでビール税が延長された点を強く批判し、特にその税率設定に際して、政府が必要税額として算定した数字には全く根拠がないと述べた。さらに彼は、護衛税が従来の輸出関税よりも、輸送商品の価格を厳格に査定する傾向にある点を指摘した上で、このような課税はあくまで戦時にのみ適用される臨時税であるため、講和成立と同時に廃止されるべきであり、それ以降に徴収した税金は輸出業者に返還すべきと主張した。

III.2. 所得税導入期における請願紹介

以上で採り上げた事例にも見られるように、この時期には財政政策に関する多様な請願文書が提出されていたが、それが議会で紹介された事例は、議事録を見る限り皆無であった⁽³⁰⁾。前後の時期に多数の事例が存在した請願紹介が、この時期のみ見られなかった理由としては、以下の2つが考えられる。まず、アイルランド合同問題やカトリック解放問題といった重要な政治課題が、この時期に次々と議会で取り上げられていた点が挙げられる。実際に当時の議事録を見ても、両問題に関する内容が目白押しとなっており、他の時期であれば重要課題以外に割かれている部分にも、財政政策の請願紹介に関する記述はなかった。

さらに別の理由として、この時期が18世紀以前をカバーするCobbett (Cobbett's Parliamentary History of England) と19世紀以後をカバーするHansardという、2つの議会議事録の端境期に該当した点が挙げられる。特にCobbettの最終部分とHansardの最初部分は、いずれも記述内容が雑駁としており、前後の時期と比較しても1年分に割かれているページ数が少ない。当時の議会議事録が全文ではなく、要約であった点を考慮すれば、単発的な請願紹介が削除され

た可能性は否定できない。また両者を補完・架橋するRegister (Parliamentary Register) においても、その状況は同様であった。

IV. 間接税再増徴期の請願運動 (第II期) ／ 1803～04年)

IV.1. 間接税再増徴期における請願内容

1803～04年には、酒類・茶類などの嗜好品や奢侈品を中心に、通常税率に一定の乗数を掛ける戦時付加税の方式を用いて、多数の商品に対する消費税・関税が大幅に増徴された。当時の消費税や関税は、物品ごとに詳細な税率設定が行われていたが、速やかな戦費調達に際してこれらを個別に審議する余裕がなかったため、付加税による一斉増徴が行われた。こうした乱雑な手続は、しばしば課税権濫用という強い批判を受けることとなった。当時の財政政策に関する請願文書では、所得税導入やその改正に対して、制度設計や改正時期などに技術的注文が付けられたものの、国債制度の維持にとって必要不可欠である点が重視されたため、その存在自体には概ね好意的な評価が続いていた。これとは対照的に、消費税や関税に対する強引な戦時付加税の賦課には批判が集中し、特に麦芽・ワイン・タバコ・穀物などの農業産品に対する課税が槍玉に挙げられた。

まず麦芽税の増徴と課税の公平性に対する不満を訴えた事例として、1803年に「地主」(landholder) を名乗る匿名の人物が、スコットランドのスターリング (sterling) 州理事会に宛てた書簡が挙げられる⁽³¹⁾。その中で請願者は、地域によって事情が異なるにもかかわらず、イングランドとスコットランドに同等の麦芽税を賦課することを批判した上で、一定の軽減措置を要求している。さらに彼は「スコットランド人は、イングランドのわずか半分の課税を負担していた時でさえ、辛うじてその足場を維持できたに過ぎなかった。」と述べ、もし両

地域に同程度の税率を適用し続ければ、スコットランドの麦芽生産は立ち行かなくなると主張した。また前年度までに麦芽税の税率は平時の2倍に迫る水準に達しており、さらに増徴が重なれば、スコットランドの経済全体が破綻しかねないと請願者は警告している。

さらに、上記の匿名請願と共通する麦芽税の増徴を貧困層の視点から捉えたものに、1804年にアディントン首相に宛てて出されたマクスウェル (John Irving Maxwell) の書簡がある⁽³²⁾。このマクスウェルという人物は、ナポレオン戦争期において、酒類の製造・販売に関する請願文書やパンフレットを多数執筆していることから、正確な出自等は不明であるが、おそらく醸造・販売業者のような利害関係者と推測される。彼はこの書簡において、物価高騰によって麦芽価格が急上昇する中で、高率の戦時付加税を課税することを強く批判した。その上で彼は、「貧民の利益と国家全体の健全さのために、(増税)計画は到底受け入れるべきではない」と述べ、更なる増税計画に反対すると共に、現状の高税率を見直すよう主張した。請願者はその根拠として、以前に蒸留酒(スピリッツ)に過度な課税が行われた際、製造業者がコスト削減のために本来は不要な物質を混入した結果、消費者に深刻な健康被害が出た事例を挙げている。

また酒類に対する間接税の増徴に関しては、上記以外にも陸軍大尉のブレナーハセット (William Blennerhassett) が、1804年に前陸軍事務長官 (Secretary at War) のウィンダム (William Windham) に宛て、陸軍が購入するワインの消費税を免除するように嘆願する書簡を送っている⁽³³⁾。当時は前述のビールだけでなく、多くの酒類に過重な付加税が課されており、特にワインに対する消費税増徴は、陸軍将校に強い不満を与えていると請願者は指摘している。さらに彼は、国家のために貢献する軍人にとって必要な支出には税負担を避けるべきと

述べた上で、「慰安と後援に必要な費用を払えない尉官への救済として」、陸軍内で消費するワインへの免税を訴えた。

一方、当時の農業政策に深い関心を持っていたパーケット (P. D. Parquet) という人物が、1803年に議会と内閣に宛てて送った請願文書では、当時の穀物価格の高騰を打開する具体的な方策が示されている⁽³⁴⁾。彼はこの請願文書の中で、以前にロンドンの新聞各社が、プロイセンによる穀物輸出関税の引き上げを報じただけで、穀物価格が急騰した事例を挙げ、商人が倉庫に大量の穀物を貯蔵し、相場が天井を打つまで売り渋っていることが、価格高騰の要因であると推測している。そのため請願者は、商人の倉庫に貯蔵されている穀物に、規模に応じた税金を掛けることで、市場への開放を促すことを提案している。さらに彼は「政府の暖かい手が、この税金を通じて、国民にそして貧民に穀物が行き渡るようにするであろう」と述べ、その有効性を強調した。

また所得税と国債制度に関する内容で、財政・金融問題の著述家であったポープ (Simeon Pope) が、アミアンの和約期に当時の郵政局総裁 (Postmaster General) であったオークランド (1st Baron Auckland) に宛てた書簡は、講和後の所得税維持を主張しており、間接税の請願文書とは少々趣を異にしている⁽³⁵⁾。請願者はこれ以外にも、財政に関する多くの請願文書や著作物を残しているが、彼はその中でも一貫して国債制度の破綻回避を最優先課題としており、そのためには戦時税の平時延長はやむを得ないと姿勢を示していた。彼はこの請願文書の中で、「余剰の税源が加われば、数年のうちに、対米(独立)戦争終結当時の規模にまで累積債務が減少するかもしれない」と語っている。もちろんこの表現は誇張を含んでいるが、単純に国債制度を維持するだけでなく、債務残高を積極的に削減しようとする請願者の強

い意志が、この記述からは見て取れる。

さらに「英国の子息」(Fitz-Albion)を名乗る匿名の人物が、ナポレオン戦争の開戦直後に前首相の小ピットと首相のアディントンに宛てた書簡でも、国債制度の視点から見た所得税の必要性が論じられている⁽³⁶⁾。彼は小ピット政権による所得税導入と、アディントン政権による所得税改正を評価した上で、「国債(利払)に直結する税金に関する議論の中で、国家の信用は『政権の重み』によって生み出される」と述べ、財政健全化に対する政権の強固な意志の重要性を強調した。その一方で、戦時における所得税法案が、議会ではほとんど無抵抗に可決されたとしても、水面下には反発が存在していることを忘れてはならないと警告している。

IV.2. 間接税再増徴期における請願紹介

この時期の議会における請願紹介では、先に分析した請願文書と同様に、当時の物価高騰を背景として、麦芽・亜麻糸・ホップ・穀物などの農業産品に対する間接税を強く批判した請願が多く紹介された。特に戦時付加税の方式による大幅な増徴は怨嗟的となっており、反対請願の主要な目的はこの税率軽減にあった。これとは対照的に、直接税に関する請願紹介は印紙税に関するもののみであり、所得税に関する事例は全く見当たらなかった。

当時の議会審議では、法律制定・改廃に関する本格的な議論に先んじて、種々雑多な問題に関する簡単な報告を行う場面があったが、そこで麦芽税に関する請願紹介がしばしば行われた。まず1804年2月15日の下院審議では、ノーフォーク(Norfolk)選出のウィッグ議員であったアストリー(Jacob Henry Astley)が、選挙区の大麦生産者や醸造業者による麦芽税への反対請願を紹介した⁽³⁷⁾。次に同月29日の下院審議では、スタフォードシャー選出(Staffordshire)のガウワー(Granville Leveson Gower/後の

1st Earl Granville)議員によって、タムワース(Tamworth)の大麦生産者や醸造業者が麦芽税への不満を表明し、その軽減を嘆願する請願文書が紹介された⁽³⁸⁾。また同年3月28日の下院審議でも、担当議員は不明だが、エセックス(Essex)の醸造業者から寄せられた麦芽税への反対請願が紹介されている⁽³⁹⁾。さらに半月ほど時期は遡るが、同月13日の下院審議では、アディントン首相も麦芽税増徴に反対する請願が多数提出されている事実を認めた上で、復活祭の休会が明け次第、当該問題を調査するための動議を委員会に提出すると約束した⁽⁴⁰⁾。

実際に復活祭が明けた1804年4月13日、穀物法に関する下院審議において、アディントン首相は改めて、麦芽税増徴への反対請願が多数提出されていることを確認した⁽⁴¹⁾。しかし彼は同時に、当時の財政状況では「極めて不本意であるが、下層階級の人々に重い負担を掛ける税金を課さざるを得ない」と答弁し、麦芽税増徴に理解を求めた。さらに首相は、麦芽税自体の廃止や大幅な減税は困難であるが、その制度設計や運用方法に対する不満には、積極的に対応すると約束している。

上記の麦芽税と同様に、農業産品に対する過重な戦時付加税の事例として槍玉に挙げられたのは、1801年に合同したばかりのアイルランドの特産品である、亜麻糸への課税問題であった。1804年3月12日、アイルランド特例税制⁽⁴²⁾に関する下院審議の中で、同島東部のラウス(Louth)選出のフォスター(John Foster/後の1st Baron Oriel)議員は、アイルランドに課税されている各種の戦時付加税に反対する請願文書を紹介した⁽⁴³⁾。その過程で彼は、①まず毎年の議決を経ずに増税を恒久化するという戦時付加税の方式を批判し、②次に亜麻糸・塩・ホップなどへの戦時付加税が極めて重い点を指摘した上で、③さらに合同直後の性急な増税は反発を招くため、段階的に税率引き上げを試み

る必要があると主張し、④最終的に戦時付加税による増徴は、とりあえず今年度のみに限定すべきであると訴えている。

このフォスター議員によるアイルランド税制に関する請願紹介に対して、当時外相と共に下院指導者⁽⁴⁴⁾を兼任していたカスルレー(Viscount Castlereagh / 後の2nd Marquess of Londonderry)は、アイルランド貴族の出身であったが、内閣を代表してこれに反論した。彼はまず、1801年のアイルランド合同以後、戦時付加税の恒久化までには3年間の猶予期間を設けたため、今年度以降の恒久化には何も支障はないとの見解を示した。その上で、「提案のように、これらの税種を毎年(議会で)審査しても、単なる儀式になるだけであるし、もしそうならないとしたら、国債保有者が大いに不安がるに違いない」と述べ、逼迫した財政状況において戦時付加税の恒久化は必要不可欠であると主張した。

このようなアイルランドの亜麻糸に対する付加税問題は、1804年6月8日の亜麻糸取引に関する下院審議でも再び取り上げられ、現地からの反対請願が紹介されている⁽⁴⁵⁾。この審議でも前回と同じフォスター議員が登壇し、アイルランドの製造業者が亜麻糸に課されている輸出関税の戦時付加税を廃止するよう訴える請願文書を紹介した。彼によれば、1800年時点で4600万ヤードであったアイルランド産の亜麻糸の輸出規模は、わずか5年後の1804年には3650万ヤードまで急落しており、輸出関税を削減しなければ、地域経済に深刻な悪影響をもたらすとのことであった。その上で彼は、「新税を賦課するより、輸出に対して奨励金を付与すべき」と述べ、一時的に減税と奨励金による減収を被っても、貿易総額を増大させれば、将来的には大きな増収に繋がると主張した。

さらにアイルランド税制に関連して、1804年7月13日の蒸留酒保管法案に関する下院審議

では、参考人と見られるハチンソン陸軍大佐(Col. Hutchinson)が、アイルランドのコーク(Cork)市の酒造業者による蒸留酒税の新法案への反対請願を紹介している⁽⁴⁶⁾。彼は新法案に関して、増徴だけでなく奨励金を支給してくれることに感謝しながらも、その支給が大規模業者に厚く、中小規模業者に薄い点を指摘した上で、「この規定は蒸留酒業者のためというより、国家歳入に役立つもの」と述べた。その上で彼は、現状でも既に中小規模業者が大規模業者に吸収・合併される事例は多数発生しており、この規定はそれを加速するものであると批判した。

最後に直接税に関する事例としては、1804年7月17日の印紙税法案に関する下院審議で、奴隷廃止論者としても著名なウィルバフォース(William Wilberforce)議員が、選挙区のヨークシャー(Yorkshire)の商人から提出された請願文書を紹介したものが挙げられる⁽⁴⁷⁾。その請願内容は、中小規模の商人が決済のために少額の為替手形や約束手形を用いる際に必要となる、印紙税の引き下げを訴えたものであった。この紹介の中でウィルバフォースは、資本規模の小さい商人にとって「提案された税率の引き上げは、商取引を大いに妨害し、これを損なうもの」であると指摘した上で、大規模資本の商人と比較して著しく不利にならないよう配慮を求めている。

V. 所得税再改正期の請願運動(第III期 / 1805～06年)

V.1. 所得税再改正期における請願内容

1805～06年に入ると、ナポレオン戦争開始から積極的に推進されてきた間接税に対する戦時付加税が納税者の強い不満を呼び起こし、議会での請願紹介において以前より厳しい批判に晒されるようになった。このように間接税増徴への依存が限界に迫ると、所得税再改正に向け

た機運が高まったため、それまで健全財政の観点から好意的に評価されることの多かった所得税に、批判的な意見を表明する請願文書も多く見られるようになった。

まず間接税増徴への依存に関しては、その問題点を包括的に分析した請願文書として、当時の財政政策に精通していたマイトン (Henry Mytton) という人物が、1806年に小ピット首相へ宛てた書簡を挙げておく⁽⁴⁸⁾。彼は最初に、大規模な商業利益や金融利益が戦時の需要拡大に乗じて莫大な利益をあげている点に触れ、彼らに対する課税を強化すべきと提言している。また積荷の商品価値に応じて輸送船から徴収する通行税をめぐって、その対象となる河川や運河を拡大する法案に対しても、歳入を増加させる有効な手段として理解を示した。しかし、中間層以下の嗜好品であるリンゴ酒に付加税を課すことには批判的であり、これと同様の理由で、ビールの原料である麦芽やホップにこれ以上の課税を行うことも避けるべきと主張している。請願者は戦時に必要な範囲内で一定の増税を容認しつつも、負担の公平性を考慮して課税対象を選定すべきと訴えている。

一方、所得税再改正に関しては、海軍将校・社会改革者として著名な人物であったカートライト (John Cartwright) が、1805年にベドフォード (6th Duke of Bedford) に宛てた書簡で、再改正に批判的な意見を展開している⁽⁴⁹⁾。彼はこの中で、北米植民地に課せられた重税がアメリカ独立戦争の主要因となったことに触れ、戦時財政による際限なき増税を長期にわたって継続すれば、政治不信や社会不安が昂進し、国家の存立に関わると警告した。また彼は、1803年にアディントン政権が第1次所得税改正で査定制度を大幅に変更し、土地・建物への課税に対して資産規模から年間所得を推定する方式を採用したため、小ピット政権による導入当初の所得税よりも、その査定が審問的となったこと

を問題視している。さらに請願者は、租税負担よりも「宣誓した上で自らの資産規模を開示することを強要される」ことを問題視しており、小ピット型の自己申告制への回帰を訴えた。

また、ニュータウン (Newtown Lo.W.) 選出の陣笠議員であるポール (James Paull) が、1806年にフォークストン (Viscount Folkestone / 後の3rd Earl of Radnor) に宛てた書簡でも、所得税再改正に関する意見が記されている⁽⁵⁰⁾。この中で彼は、前年にウェルズリー将軍 (Arthur Wellesley / 後の1st Duke of Wellington) 率いる英国陸軍が、数ヶ月にわたってエルベ川周辺に駐留したことに言及し、不要・不急の出兵に対して400万ポンドの税金が注ぎ込まれたと批判した。さらに、当時議論の俎上に載せられた所得税再改正に関しても、「外国人の資産を所得税 (の課税対象) に含めるべきかどうか」を真剣に議論した上で、課税負担の公平性を担保するよう主張した。

最後に、国債制度と戦時増税を総合的に論じた請願文書として、減債基金や所得税の詳細な知識を有していたフライヤー (William Fryer) という人物が、1805年に授爵してシドマス (1st Viscount Sidmouth) となったアディントン前首相に宛てた書簡を挙げておきたい⁽⁵¹⁾。冒頭で彼は、小ピット政権とアディントン政権による直近20年余りの財政政策を賞賛し、所得税を初めとする戦時増税の効果によって、少なくとも1.42億ポンドの国債発行を抑制できたと評価している。その一方で、小ピット政権の成立当初から減債基金制度が正常に機能し、積極的な減債が行われていれば、「(対仏) 戦争中に租税負担と累積債務が増大することはなかったはずだ」とも指摘している。この請願文書には、当時の財政課題であった所得税再改正に対する賛否は明確に記されていないが、累積債務の膨張阻止を重視する論調から推察するに、将来の大増税を回避するため、再改正はやむを得ないと

考えていたものと推測される。これらの点から、フライヤーが金融利益の代弁者であったのは確かであろう。

V.2. 所得税再改正期における請願紹介

この時期の議会における請願紹介では、小ピット・アディントン両政権で多用されてきた間接税への戦時付加税に関して、その広範かつ強引な適用が課税権濫用に当たるとして、以前よりも強力な批判が展開された。1806年1月の小ピット死去を契機に、1年余りの短期間ではあったが、万年野党であったウィッグが政権に参加すると、逆に長年与党であったトーリーが政府への反対請願を紹介するようになり、請願紹介の様相に変化が見られた。

まず輸入関税の増徴に関する請願紹介が行われた事例を、2件挙げておきたい。1805年2月15日の下院審議では、ベルファスト（Belfast）選出のメイ（James Edward May）議員が、小包に対する輸入関税の免除を要請する輸入業者の請願文書を紹介した⁽⁵²⁾。また同年5月17日のマン島に関する下院審議では、ウィッグでカーライル（Carlisle）選出のカーウェン（John Christian Curwen）議員が、マン島の旧領主であったアソール（4th Duke of Atholl）から依頼を受けて、急激な輸入関税の増徴に苦言を呈する請願文書を紹介している⁽⁵³⁾。ナポレオン戦争の開戦直後には、請願紹介での批判は輸出関税への戦時付加税に集中していたが、この時期になると、その矛先は輸入関税へとシフトしていった。

さらに、上記のような審議冒頭での種々雑多な報告以外にも、本格的な審議で輸入関税の問題が扱われた事例としては、1805年3月15日のアイルランド税制に関する下院審議で、前述のメイ議員が、選挙区であるベルファストの輸入業者から受けた請願文書を紹介したのがある⁽⁵⁴⁾。この請願は、当時の輸入関税の税率設

定をめぐって、中小規模の輸入業者が大規模の輸入業者と比較して明らかに不利な条件に置かれていたことから、その是正措置を求めたものであった。さらにニューリー（Newry）選出のコリー（Isaac Corry）議員も、トーリー寄りの立場ながら、このような税制が通用していることに違和感を覚えると述べ、税制改正に原則として同意しつつも、政府が自発的にこれを行うのを妨害しないように、自身の選挙区の有権者には請願提出を控えさせたと語った。

一方、貧困層の生活必需品への課税に関しては、1805年3月4日の塩税に関する下院審議で、サリー（Surrey）選出のラッセル（Lord William Russell）議員が、選挙区のパン製造業者から提出された請願文書を紹介している⁽⁵⁵⁾。この中で請願者は、パンの製造には多量の塩が不可欠であるため、塩税増徴は必然的にパンの価格高騰をもたらすと述べ、その軽減を訴えている。これに加えてラッセルは、塩税増徴がパンだけでなく、魚や肉の加工品の価格も押し上げることで貧困層の生活を圧迫すると指摘し、塩税軽減の根拠を補強した。これに対して小ピット首相は、塩税増徴が貧困層に与える影響を認めた上で、彼らに租税負担を強いることは心苦しいが、現在の厳しい財政状況ではやむを得ない措置であると弁明した。しかし首相は同時に、政府が下層階級の利益を無視している訳ではなく、所得税などを通じて富裕層にも応分の負担を求めることで、公平な課税に努めていると主張した。

これまで見てきた事例と性質は異なるが、戦時付加税の中には、正規軍の段階的拡充と民兵の段階的削減のため、地方が中央の許可なく民兵を徴兵した場合、これに懲罰的な課税を行う陸軍付加税という特殊な税種が存在した。1806年1月22日の下院審議では、バークシャー（Berkshire）選出のウィッグ議員であったダンダス（Charles Dundas / 後の1st Baron

Amesbury) が、この税種の廃止を求める請願文書を紹介した⁽⁵⁶⁾。パークシャーでは監督官の手違いで、わずか11人の民兵が中央に無断で雇われただけで、6620ポンドという多額の罰金が課され、住民はこれを不合理であるとして激しく反発した。ダングス議員は、このように不公平で過酷な課税を強行すれば、その負担は最終的に小規模な農場主や商店主に転嫁されると述べ、陸軍付加税の廃止を要求した。

この悪名高い陸軍付加税は厳しい批判を浴びたため、上記の請願紹介から数ヶ月後には、グレンヴィル＝フォックス連立政権の下で、ついに廃止されることとなった。1806年5月8日の陸軍付加税に関する下院審議において、トリー系の無所属議員でコーフカスル (Corfe Castle) 選出のバンクス (Henry Bankes) は、これまで圧制的で不正な税金を激しく糾弾してきたウィッグ支持派の請願者たちが、今回の議会審議ではわずか2件しか陸軍付加税への反対請願を提出しなかった態度を、不甲斐ないと論難した⁽⁵⁷⁾。ウィッグが連立政権に参加したことで、陸軍付加税の廃止が決定的になったと見るや、請願者たちは廃止要求の請願を提出しないばかりか、「過去に徴収された違約金の返還を要求することも思いつかない」とバンクスは指摘している。

このような野党からの非難に対して、陸軍事務長官の歴任者として前述したウィングム陸相は、請願が2件しか提出されなかった理由を、「この法案 [= 陸軍付加税法案] が廃止されて然るべきという認識が広く浸透していた」ためと説明した。その上で彼は、100万ポンドに迫る多額の罰金を国民に支払わせるという卑劣な行為を、これ以上継続することはできないと宣言し、この不合理な税制を維持してきたトリー政権を間接的に批判した。

最後に、際限なき戦時増税が課税権濫用に当たるといふ議論に関しては、1805年6月7日の

マン島に関する下院審議で、前述のカーウェン議員が過激な請願文書を紹介している⁽⁵⁸⁾。カーウェンは、根拠もなく証明もできない主張と予め断った上で、請願者が当時の戦時増税を課税権の濫用と認識する理由を、以下のように代弁した。「封建領主も恣意的な課税権は持っていなかった」、「実際にヘンリー4世もジェームズ1世も、(彼らに) このような課税権を授与しなかったし、また授与することもできなかった」、「仮に授与しようと試みたとしても、それは授權者による権力濫用であり、それ自体が無効かつ違法なものであったろう」。これらの記述は、封建領主や専制君主さえ保持し得なかった強力な課税権を、当時の政府が行使していたことを示唆している。

また1806年5月28日の所得税再改正に関する下院審議でも、アップルビー (Appleby) 選出のウィッグ議員であったフランシス (Philip Francis) が、第3次所得税改正を課税権濫用と結び付けた請願文書を、批判的視点から紹介している⁽⁵⁹⁾。フランシスは、下院が国民を十分かつ公正に代表していないという主張は、従来の請願文書でも散見されたが、「(議会が) 自分を代表していないという理由で、(政府が) 自分に課税すべきでない」と強弁するほど、馬鹿げた下劣な者がただの1人でもいるということ、私は聞いたことがない」と述べ、所得税を初めとする戦時増税を課税権濫用と認識する、当時の請願運動の風潮を痛烈に批判した。その上で彼は、所得税再改正問題に関して唯一残された課題は、外国人所得に課税すべきか否かということだけであり、深刻な財政事情を考えれば、これに賛成せざるを得ないと主張している。

VI. おわりに

ここでは、本稿における各章の内容を要約する。第1章では、反革命戦争中期の英国における財政請願運動に注目する理由を説明し、当該

時期の財政・経済史、社会・政治史に関する先行研究を批判的に検討した上で、本稿で検証すべき内容とその手続を示した。第2章では、対象時期の戦時財政政策に対するアプローチを確認するため、①プライマリー・バランスの採用、②所得税の導入・改正の展開、③間接税に対する戦時増税の拡大、以上の3点に関する概説を行った。第3～5章では、本稿の対象時期を①所得税導入期（1799～1803年）、②間接税再増徴期（1803～04年）、③所得税再改正期（1805～06年）の3つに区分し、各時期に提出された請願文書と議会での請願紹介を詳細に分析し、その特徴と変化を追跡した。その際には、間接税と直接税に対する請願文書・請願紹介を分類し、共通性や対照性といった関連性に基づいた整理・解釈を加えることで、それぞれの事例を個別的に捉えるのではなく、一定の傾向を持った請願運動として有機的に捉えられるように議論を展開した。

以上の記述を踏まえた上で、本稿で検証した内容を確認する。1797年の国債危機を受けて、翌々年に戦時所得税が導入されると、これを契機に小ピット政権はプライマリー・バランスを採用し、主要な戦費調達手段を国債発行から戦時増税に切り換えた。これによって、国民は実質的な戦費負担を強く実感することになった。しかし対仏戦争の継続と国家破産の回避を両立するためには、戦時増税の強化が不可欠であったため、所得税などの直接税と消費税・関税などの間接税の間で、増税対象をめぐる綱引が展開され、両者が足並を揃える形で増税が進行していった。直接税を代表する戦時所得税は、1806年の第3次改正によって完成するまで制度・構造的な改革の途上にあって、その負担も完成以後と比較して半分程度に過ぎなかったため、この時期の請願運動では、課税対象や税率設定などへの部分的な注文が主流となっていた。それとは対照的に消費税や関税などの間接税で

は、直接税の課税強化を口実として戦時付加税による広範かつ強引な増税が推進されたため、この時期の請願運動では、まず貧困層の消費物品への増徴が槍玉に挙げられ、最終的に増税自体が課税権濫用に当たるという批判まで飛び出した。このような請願運動の展開にもかかわらず、ナポレオン戦争の開始によって戦闘は激化し、それに連動して戦費負担も増加の一途を辿ったため、戦時増税に対する国民の不満は解消されるどころか、むしろ蓄積されることになった。こうした検証作業から、戦費調達のための戦時増税が、それに反発する請願運動の活発な展開にもかかわらず、戦争激化を背景にかえって強化されたため、納税者の不満蓄積をもたらしたことが確認された。

本稿で検討してきた反革命戦争中期の英国における財政政策は、現代日本のそれと多くの共通点を持っている。長期にわたる国債発行への過度な依存が、累積債務の膨張と国債価値の下落を招いたために、財政破綻の回避を図った政府が増税路線に大きく舵を切った点まで、同じコースを辿っている。しかし決定的に異なるのは、近代英国が戦時にもかかわらず、プライマリー・バランスをほぼ維持できたのに対して、現代日本が平時にもかかわらず、バブル崩壊後はプライマリー・バランスを維持できなかった点である。厳しい制限選挙下の近代英国が、有権者に負担を強いる所得税を導入してまで財政規律を厳守したのに対して、民主主義が定着して久しい現代日本が、財政規律を維持できる水準まで既存税種の税率を上げることすらできなかったのは、何とも皮肉な結果である。近代英国では対仏終戦に伴って激しい減税要求が発生したため、大幅な軍事費削減を余儀なくされたが、現代日本では最大費目である社会保障費を削減するのは困難であることから、納税者の増税に対する不満が爆発すれば、その財政運営はより厳しいものになると予想される。

最後に本稿で積み残した課題に触れておく。本稿では紙幅と論証の都合から、反革命戦争中期における財政請願運動に分析の焦点を絞ったが、その前後の時期に関しても本稿と同様に、提出された請願文書と議会における請願紹介を基軸として請願運動の分析を進めてきた⁽⁶⁰⁾。これらを踏まえて、反革命戦争終結期の所得税

廃止論争における請願運動に関しても、従来の研究で十分に行われてこなかった、請願運動の参加者やその参加形態に関する詳細な分析を試みる。これを通じて、英国におけるポスト財政＝軍事国家期のイメージを鮮明にしていきたい。

註

1. Brewer [1989=2003: Introduction]
2. 近世・近代英国史研究では、名誉革命（1688年）、ナポレオン戦争終結（1815年）、第1次世界大戦勃発（1914年）が、大きな時代の転換点と認識されている。そのため、それらを世紀の境目とした「長い18世紀」（1688～1815年）・「遅い19世紀」（1815～1914年）という表現が用いられる。
3. 本稿で請願運動の主導者と位置付けられるアッパーミドルは、富裕層と中間層に挟まれる階級であり、後述するように専門家と実業家から構成されていた。筆者は過去の研究において、戦時所得税の納税者と非納税者、下院選挙の有権者と非有権者、英国債の保有者と非保有者の境界上に位置する階級として、当時のアッパーミドルを規定した。（板倉[2014：143-160]）
4. 請願運動の主要な担い手であったアッパーミドルは、主に専門家層（官僚・将校・法曹・作家・教師・牧師など）と実業家層（農業・金融・商業・工業利益）で構成されていた。
5. Hope-Jones [1939：18-19]
6. 藤田[2008：80-81]
7. Mitchell (ed.) [1988=1995：581, 587]
8. 実際に本稿の対象時期に当たる7年間に、関税収入は710万ポンドから1010ポンドへ、消費税収入は1190ポンドから2320ポンドへと増加した。（Mitchell (ed.) [1988=1995：577, 581]）
9. Farnsworth [1951：20]
10. Farnsworth [1951：93]
11. 小山[2003：424-427]
12. 佐藤[1965：116-117]
13. 本研究における「富裕層」とは、当時の所得税納税者であった上位3%の高位所得者を指しており、この比率はちょうど、当時の下院選挙有権者や英国債保有者のものと重なる。これに対して「中間層」とは、所得税の非納税者、下院選挙の非有権者、英国債の非保有者であり、上位20%までの中位所得者を想定している。請願運動を牽引したアッパーミドルは、両者の境界上に重なる形で存在した。（板倉[2014：143-160]）
14. Silberling [1924：216-218]
15. Silberling [1924：216-218]
16. Buxton [1888：367]
17. 戦時付加税とは、平時税率に一定比率を掛ける増税方式であり、これに基づいて多数の商品に対する消費税・関税などが一斉に増徴された。

18. Smart [1964 : 67]
19. Winwood [1800 : 2-4]
20. Plain man [1800 : 5, 15]
21. 名誉革命直後に英国税込総額の約40%を占めていた地租税率は、18世紀にわたってその課税基準が見直されなかったため、同世紀末には約15%まで低下していた。1799年の所得税導入時には、産業革命を背景として商業・金融・工業利益の台頭が見られたため、農業利益のみに重い負担が掛かる地租増徴は、当時の社会状況にそぐわないとされて、新たに所得税が導入された。(Tiley (ed.) [2015 : 9-14])
22. Boyd [1801 : 41, 61, 78]
23. 土地所得に対する二重課税を防止するため、所得税導入を契機として、一定金額を前納すると以後の地租納入を免除する償還が行われた。
24. Craufurd [1802 : 5, 8-11, 15]
25. Blane [1800 : 41-42, 54, 78-79]
26. Banker [1802 : 10-15]
27. A society of practical farmers [1800 : 12, 100-101, 110]
28. 護衛税とは、輸出品を他国に輸送する船舶を英国軍艦が護衛する際に徴収する税金であり、事実上の輸出関税に相当するものと言える。
29. Cobbett [1803 : 22-23, 38-39, 43-45]
30. Cobbett (ed.) [1816], Hansard (ed.) [1812]
31. Landholder [1803 : 6-12]
32. Maxwell [1804 : 11-12, 25-27]
33. Fairman [1803 : 14-16, 39, 52-56]
34. Parquet [1803 : 8-12]
35. Pope [1803 : 19-20]
36. Fitz-Albion [1803 : 92-93, 98-99]
37. Hansard (ed.) [1812 : (1)488-489] (Commons, Minutes, 1804-02-15)
38. Hansard (ed.) [1812 : (1)569] (Commons, Minutes, 1804-02-29)
39. Hansard (ed.) [1812 : (1)1059] (Commons, Minutes, 1804-03-28)
40. Hansard (ed.) [1812 : (1)850-851] (Commons, Minutes, 1804-03-13)
41. Hansard (ed.) [1812 : (2)141-142] (Commons, Corn Laws, 1804-04-13)
42. アイルランドは1801年の合同から3ヵ年度の特例として、イングランド・ウェールズ・スコットランドの各地域とは異なる軽減税率の維持を容認されていた。しかし、当時のアイルランドと他地域の経済格差は歴然としていたため、1804年以降も特例税制の維持を主張するアイルランド側と、その廃止・縮減を主張する本島（特にイングランド）側による議会審議での攻防は続いた。実際には、本島内でも経済力で劣ったスコットランドには一定の特例税制が認められており、規程通りの税制が適用されたのはイングランド・ウェールズのみであった。(Daunton [2001 : 36])
43. Hansard (ed.) [1812 : (1)843] (Commons, Irish Duties Bill, 1804-03-12)
44. 下院指導者とは、首相・党首が上院に所属する場合に、下院で首相・党首代行を務めるポストであり、原則として与党有力派閥の領袖が就任した。詳細に関しては、板倉[2012 : 43-57]を参照のこと。

45. Hansard (ed.) [1812 : (2)560] (Commons, Irish Linen Trade, 1804-06-08)
46. Hansard (ed.) [1812 : (2)1029-1030] (Commons, Irish Spirits Warehousing Bill, 1804-07-13)
47. Hansard (ed.) [1812 : (2)1060-1062] (Commons, Stamp Duties Bill, 1804-07-17)
48. Mytton [1806 : 9-12, 19-20, 24-26]
49. Cartwright [1805 : 18, 57, 67-68]
50. Paull [1806 : 13-16]
51. Fryer [1805 : 2, 7-8, 11, 17-20]
52. Hansard (ed.) [1812 : (3)520] (Commons, Minutes, 1805-02-15)
53. Hansard (ed.) [1812 : (5)25-26] (Commons, Petition of the House of Keys and Inhabitants of the Isle of Man, respecting the Duke Atholl's Claim, 1805-05-17)
54. Hansard (ed.) [1812 : (4)35-36] (Commons, Irish Budget, 1805-03-15)
55. Hansard (ed.) [1812 : (3)696] (Commons, Salt Duty Bill, 1805-03-04)
56. Hansard (ed.) [1812 : (6)27-28] (Commons, Petition from Berks against Additional Force Bill, 1806-01-22)
57. Hansard (ed.) [1812 : (7)69-70] (Commons, Repeal of the Additional Force Bill, 1806-05-08)
58. Hansard (ed.) [1812 : (5)191-192] (Commons, Minutes, 1805-06-07)
59. Hansard (ed.) [1812 : (7)405-406] (Commons, Property Duty Bill, 1806-05-28)
60. 戦時所得税導入以前に当たる反革命戦争前期（1793～99年）に関しては、社会経済史学会・第83回全国大会で、第3次所得税改正以後に当たる反革命戦争後期（1806～14年）に関しては、社会経済史学会・第84回全国大会で、筆者はそれぞれ研究報告を行った。

文献

1. 一次史料（洋文）

- A society of practical farmers (1800) *A Letter to the Right Honourable Lord Somerville one of the lords of His Majesty's bedchamber, and late president of the Board of Agriculture, with a view to shew the inutility of the plans and researches of that Institution*, London: G. Cawthorn.
- Banker (1802) *Profusion of paper money, not deficiency in harvests, taxation, not speculation, the principal causes of the sufferings of the people: with an appendix*, London: W. Nicholson.
- Blane, Sir. Gilbert (1800) *Inquiry into the causes and remedies of the late and present scarcity and high price of provisions in a letter to the Right Hon. Earl Spencer*, London: T. Burton.
- Boyd, Walter (1801) *A letter to the Right Honourable William Pitt on the influence of the stoppage of issues in specie at the Bank of England, on the prices of provisions, and other commodities*, London: T. Gillet.
- Cartwright, John (1805) *The state of the nation in a series of letters to His Grace the Duke of Bedford*, Harlow: B. Flower.
- Cobbett, William (1803) *Four letters to the chancellor of the Exchequer exposing the deception of his financial statements, and shewing the fatal tendency of the peace of Amiens with respect to public credit / submitted to the stockholders of Great Britain*, London: E. Harding, J. Richardson, and R. Bagshaw.

- Cobbett, William (ed.) (1816), *Cobbett's Parliamentary History of England [34]*, London: T. C. Hansard.
- Craufurd, George (1802) *A letter to the Right Honourable Henry Addington, on the finances of Great Britain*, London: J. Debrett.
- Fairman, Captain (1803) *A letter addressed to the Right Honourable William Windham, the late secretary at war on the expediency of allowing a drawback of the duties upon wines for the consumption of the army: interspersed with observations on the insufficiency of military pay, and the present situation of subaltern officers*, London: Messrs. Carpenter.
- Fitz-Albion (1803) *Fitz-Albion's letters to the Rt. Hon. William Pitt, and the Rt. Hon. Henry Addington, on the subject of the ministerial pamphlet entitled Cursory remarks on the state of parties, by a near observer*, London: B. McMillan.
- Fryer, William (1805) *Fryer's second edition on finance with additions: addressed to the Right Honourable Lord Sidmouth: with an appeal to the proprietors of lands, houses, builders, and occupiers of houses*, London: W. Glindon.
- Hansard, Thomas Curson (ed.) (1812), *The parliamentary debates from the year 1803 to the present time [1-7]*, London: Wyman.
- Landholder (1803) *Letter addressed to the commissioners of supply, and landholders in the county of Stirling containing an historical sketch of the malt laws: with observations illustrative of the inferiority of Scots to English malt, and the causes which produce that inferiority*, Edinburgh: J. Moir.
- Maxwell, John Irving (1804) *The victuallers advocate with remarks upon the discretionary power of magistrates, in granting licences, and a late resolution of sessions: with observations relative to brewers leases, particularly interesting to publicans and the consumers of porter: in a letter to the Right Honourable the Chancellor of the Exchequer*, London: Hughes.
- Mytton, Henry (1806) *Letters on finance and taxation (Twelve of the letters addressed to William Pitt, one to the King, George III; letters dated 1791-1797. Letter to the King was not sent.)*, Bridgnorth: B. Partridge.
- Parquet, P. D. (1803) *Plenty, following scarcity, attributable (under providence) to Parliament: with letters to the two Secretaries of State ... dedicated to the Mayor of Liverpool*, Liverpool: R. Ferguson.
- Paull, James (1806) *Mr. Paull's letter to Lord Viscount Folkestone as it appeared in the Political register*, London: W. Glindon.
- Plain man (1800) *Letter to the Right Hon. Lord Kenyon, lord chief justice of the King's Bench, on the present high price of corn and other provisions*, London: J. Bateson.
- Pope, Simeon (1803) *Thoughts on the impending bank restriction bill, &c in a letter to the Right Hon. Lord Auckland*, London: A. Topping.
- Winwood, John (1800) *Copy of a letter to the Right Hon. William Pitt*, Bristol: W. Matthews.

2. 二次文献 (洋文)

- Bordo, Michael D. & Eugene N. White (1991) "A Tale of Two Currencies: British and French Finance during the Napoleonic Wars," *The Journal of Economic History*, 51(2): 303-316.

- Burns, Arthur & Joanna Innes (ed.) (2003) *Rethinking the Age of Reform: Britain 1780-1850*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Buxton, Sydney Charles (1888) *Finance and Politics: an Historical Study. 1783-1885 [2]*, London: J. Murray.
- Daunton, Martin J. (2001) *Trusting Leviathan: the Politics of Taxation in Britain, 1799-1914*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Farnsworth, Albert (1951) *Addington, Author of the Modern Income Tax*, London: Stevens.
- Harling, Philip (1996) *The Waning of "Old Corruption": the Politics of Economical Reform in Britain, 1779-1846*, Oxford: Clarendon Press.
- Harris, Peter (2006) *Income Tax in Common Law Jurisdictions: from the Origins to 1820*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Hilton, Boyd (2006) *A Mad, Bad, and Dangerous People?: England, 1783-1846*, Oxford: Clarendon Press.
- Hope-Jones, Arthur (1939) *Income Tax in the Napoleonic Wars*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Kennedy, Catriona (2013) *Narratives of the Revolutionary and Napoleonic Wars: Military and Civilian Experience in Britain and Ireland*, Houndmills: Palgrave Macmillan.
- Mackesy, Piers (1984) *War without Victory: the Downfall of Pitt, 1799-1802*, Oxford: Clarendon Press.
- Silberling, Norman J. (1924) "Financial and Monetary Policy of Great Britain During the Napoleonic Wars," *Quarterly Journal of Economics*, 38: 214-233.
- Smart, William (1964) *Economic Annals of the Nineteenth Century [1]*, New York: A.M. Kelley.
- Tiley, John (ed.) (2015) *Studies in the history of tax law [7]*, Oxford: Hart Publishing.
- Wahrman, Dror (1995) *Imagining the Middle Class: the Political Representation of Class in Britain, c. 1780-1840*, Cambridge: Cambridge University Press.

3. 二次文献 (和文)

- Brewer, John (1989) *The sinews of power: war, money, and the English state, 1688-1783*, London: Unwin Hyman. = (2003) 大久保桂子(訳)『財政=軍事国家の衝撃：戦争・カネ・イギリス国家1688-1783』名古屋大学出版会.
- Mitchell, Brian R. (ed.) (1988) *British historical statistics*, Cambridge: Cambridge University Press. = (1995) 犬井正(監訳)・中村寿男(訳)『イギリス歴史統計』原書房.
- O'Brien, Patrick Karl (2000) *Imperialism and the industrialization of Britain and Europe*, Kyoto: Minerva Publishing. = (2000) 秋田茂・玉木俊明(訳)『帝国主義と工業化：1415-1974 イギリスとヨーロッパからの視点』ミネルヴァ書房.
- 板倉孝信 (2012) 「カスルレーとカニングによる外相と下院指導者の兼任(1)」『早稲田政治公法研究』99：43-57.
- 板倉孝信 (2014) 「世紀転換期の英国における請願者としてのアッパーミドル」『西洋史論叢』36：143-160.
- 岩間俊彦 (2008) 『イギリス・ミドルクラスの世界：ハリファクス 1780-1850』ミネルヴァ書房.
- 小山廣和 (2003) 『税財政と憲法：イギリス近・現代の点描』有信堂.
- 佐藤進 (1965) 『近代税制の成立過程』東京大学出版会.
- 富田俊基 (2006) 『国債の歴史：金利に凝縮された過去と未来』東洋経済新報社.
- 藤田哲雄 (2008) 『イギリス帝国期の国家財政運営：平時・戦時における財政政策と統計1750-1915年』ミネルヴァ

ア書房.

受稿2016年6月27日／掲載決定2016年10月31日